

手数料返戻金についての事項

株式会社 WALK TOGETHER
有料職業紹介事業

手数料返戻金についての事項	返戻率
入社日から1か月以内に雇用契約が終了(退職)した場合	65%
入社日から1か月超ないし3か月以内に雇用契約が終了(退職)した場合	35%
入社日から3か月超に雇用契約が終了(退職)した場合	0%

・別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合はそちらを優先いたします。

・紹介手数料(成功報酬)の払戻については、求人者様が弊社に、その事由の発生につき経緯を詳細に記した書面により申し入れを行い、弊社がその申出を受理した日の翌日から起算して20営業日以内に返金を行います。

手数料返戻についての返還の免責

以下の事項に一つ以上該当した場合、返金の義務につき免責とさせていただきます。

- (1) 労働条件に係る重大な問題(業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違)により退職に至った場合
- (2) 就業環境に係る重大な問題(故意の排斥、嫌がらせ等)により、退職に至った場合
- (3) 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- (4) 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- (5) 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- (6) 天災、地変、内乱、戦争等の不可抗力により就業が困難となり、退職に至った場合
- (7) 当該労働者の退職日より1か月以内に退職を証明できる書類、又は書面での申し入れを弊社に提出しなかった場合
- (8) その他、双方協議の上、返金の必要がないと判断された場合